



県章

山形県公報

平成16年10月1日(金)

第1581号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

山形県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の施行に関する規則.....(河川砂防課)...1070

告 示

有害図書類の指定.....(文化振興課)...1071
山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程.....(健康福祉企画課)...1072
平成16年度県民健康・栄養調査の実施.....(保健業務課)...同
コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためコイの持出しを禁止する水域の範囲.....(生産流通課)...同
家畜伝染病発生の届出.....(生産流通課)...同
県営土地改良事業計画の決定.....(村山総合支庁農村計画課)...1073
県営土地改良事業に係る換地計画の決定.....(村山総合支庁北村山農村整備課)...同
農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知.....(森林課)...同
開発行為に関する工事の完了.....(村山総合支庁建築課)...1078
建設業者に対する営業停止の処分.....(最上総合支庁建設総務課)...1079
県道の供用の開始.....(置賜総合支庁建設総務課)...同
建設業者に対する営業停止の処分.....(庄内総合支庁建設総務課)...同
道路の区域の変更.....(同)...1081
山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程.....(出納局)...同

選挙管理委員会関係

告 示

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号(不在者投票のできる病院等の指定)の一部改正.....1083

病院事業局関係

規 程

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程.....1084

公 告

家畜人工授精に関する講習会の実施.....(生産流通課)...同
家畜人工授精に関する講習会修業試験の実施.....(同)...同
一般競争入札の公告.....(村山総合支庁西村山総務建築課)...1085

規 則

山形県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の施行に関する規則をここに公布する。

平成16年10月1日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第62号

山形県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の施行に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(身分証明書)

第2条 法第5条第5項(法第21条第2項において準用する場合を含む。)に規定する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式(第2条関係)

(表)

第 号	身 分 証 明 書	所 属			
		職 名			
		氏 名			
		生年月日	年	月	日
<p>上記の者は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第5条第1項及び第21条第1項の規定により、他人の占有する土地に立ち入ることのできる者であることを証明する。</p>					
	年 月 日				
		山形県知事			印

(裏)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律抜粋

(基礎調査のための土地の立入り等)

第5条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、基礎調査のためにやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。

2~4 略

5 第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを掲示しなければならない。

6~10 略

(立入検査)

第21条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第9条第1項、第16条第1項、第17条第2項、第18条又は前条第1項の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている対策工事等の状況を検査することができる。

2 第5条第5項の規定は、前項の場合について準用する。

3 略

告 示

山形県告示第947号

山形県青少年保護条例（昭和54年3月県条例第13号）第8条第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成16年10月1日

山形県知事 高 橋 和 雄

（図 書）

指定 番号	題 名	図 書 コ ー ド	発 行 所 等	指 定 の 理 由
8187	実話パン 10月号	18385 - 10	㈱マガジン・マガジン	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
8188	マドンナハウス 10月号	08357 - 10	若 生 出 版 (株)	
8189	愛の体験スペシャルDX10月号	11585 - 10	(株) 竹 書 房	
8190	デラベっぴん227	16487 - 10	英 知 出 版 (株)	
8191	COMICかいらくてん 10月号	13877 - 10	ワニマガジン社	
8192	Do-jin Express 2004ベストコレクション	コード不明	メディアロジック	
8193	遊べる素人娘 Vol.1	05266 - 10	雄 出 版 (株)	
8194	同人魂 7	64174 - 26	三 和 出 版 (株)	
8195	パソコンパラダイス 10月号	07483 - 10	(株)メディアックス	
8196	微熱SUPERデラックス 10月号	07689 - 10	セ ブ ン 新 社	
8197	コミックアムール 10月号	03801 - 10	サ ン 出 版	
8198	レディースコミック・タブー 10月号	19673 - 10	三 和 出 版 (株)	

《参考》青少年保護条例第8条第2項第1号並びに第2号の規定（包括基準）に該当する有害図書類

（図 書）

番号	題 名	区 分	発 行 所 等
1	こぎやるの課外授業	コードなし	みこすり図書
2	美麗熟女3	67481 - 76	(有) 風 鈴 館

（録画テープ等）

番号	題 名	区 分	発 行 所 等
1	実録素人生撮り映像露骨不倫人妻編	ビデオ	激 生 本 舗

2	素人裏ビデオ倶楽部vol.6	DVD	素人裏ビデオ倶楽部
---	----------------	-----	-----------

山形県告示第948号

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年10月1日

山形県知事 高橋和雄

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程(昭和42年7月県告示第697号)の一部を次のように改正する。
第2条第1項中「年0.475パーセント」を「年0.425パーセント」に、「年0.95パーセント」を「年0.85パーセント」に改める。

附則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条第1項の規定は、平成16年9月10日から適用する。
- 平成16年9月10日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際借入金残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

山形県告示第949号

山形県統計調査条例(昭和28年3月県条例第8号)に基づき、統計調査を次のとおり実施する。

平成16年10月1日

山形県知事 高橋和雄

- 調査の名称
平成16年度県民健康・栄養調査
- 調査の目的
健康づくり及び生活習慣病対策を推進するための基礎資料を得るため。
- 調査事項
 - 栄養摂取状況
 - 世帯員の状況
 - 世帯員の食事状況
 - 食品摂取状況
 - 健康と生活習慣に関する状況
- 調査の範囲
 - 3の(1)の事項 県内13市町から抽出する444世帯
 - 3の(2)の事項 県内44市町村から抽出する2,952世帯
- 調査期日
平成16年10月15日から同年11月30日まで
- 調査の方法
抽出された世帯に対するアンケート方式等による。

山形県告示第950号

コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためのコイの持出しの禁止及び放流等の制限(平成16年6月県内水面漁場管理委員会指示第2号)1の(1)によりコイの持出しを禁止する水域の範囲を次のとおり定める。

平成16年10月1日

山形県知事 高橋和雄

酒田市黒森地内の黒森床止工から下流の赤川並びに赤川との合流点から上流の大山川、その支流及び小支流

山形県告示第951号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことを発見したことについて次のとおり届出があった。

平成16年10月1日

山形県知事 高橋和雄

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	頭数	発生場所	発生日
ヨ－ネ病	牛	患畜	2	米沢市大字李山3076	平成16. 9.22
ヨ－ネ病	牛	患畜	1	米沢市大字竹井1076	平成16. 9.22

山形県告示第952号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営河北南部地区土地改良(地域水田農業支援緊急整備事業)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年10月1日

山形県知事 高橋和雄

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営河北南部地区土地改良(地域水田農業支援緊急整備事業)事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
河北町役場
- 3 縦覧に供する期間
平成16年10月7日から同年11月8日まで
- 4 その他
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第953号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営宮下地区土地改良事業に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年10月1日

山形県知事 高橋和雄

- 1 縦覧に供する書類の名称
換地計画書
- 2 縦覧に供する場所
村山市役所
- 3 縦覧に供する期間
平成16年10月5日から同年11月2日まで
- 4 その他
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第954号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成16年10月1日

山形県知事 高橋和雄

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所
東田川郡立川町大字肝煎字大越山・字板敷山・字小猿花・字丑の沢・字東山・字須部野新田・字山田・大字科沢字東山・字西山・大字立谷沢字東山・字本沢・字西山・大字三ヶ沢字木の根坂・大字狩川字大平(以上14字国有林。次の図に示すとおり。)
- (2) 保安林指定の目的
水源のかん養
- (3) 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

大字肝煎字大越山・字板敷山・字小猿花・字丑の沢・字東山・字山田・大字科沢字東山・字西山・大字立谷沢字東山・字本沢・字西山・大字狩川字大平（次の図に示す部分に限る。）

(ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字肝煎字大越山・字小猿花・字丑の沢・字東山・大字科沢字東山・字西山・大字立谷沢字東山・字本沢・大字狩川字大平（次の図に示す部分に限る。）

(ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ニ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

ハ 植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び立川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2 (1) 保安林予定森林の所在場所

東田川郡藤島町大字添川字渡戸沢（国有林。次の図に示すとおり。）

(2) 保安林指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

大字添川字渡戸沢（次の図に示す部分に限る。）

(ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字添川字渡戸沢（次の図に示す部分に限る。）

(ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ニ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

ハ 植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び藤島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

3 (1) 保安林予定森林の所在場所

東田川郡羽黒町大字手向字手向（国有林。次の図に示すとおり。）

(2) 保安林指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

大字手向字手向（次の図に示す部分に限る。）

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

八 植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び羽黒町役場に備え置いて縦覧に供する。）

4 (1) 保安林予定森林の所在場所

東田川郡羽黒町大字川代字東増川山・字西増川山・大字羽黒字中台（以上3字国有林。次の図に示すとおり。）

(2) 保安林指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

大字川代字東増川山・大字羽黒字中台（次の図に示す部分に限る。）

(ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字川代字東増川山・字西増川山・大字羽黒字中台（次の図に示す部分に限る。）

(ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ニ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

八 植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び羽黒町役場に備え置いて縦覧に供する。）

5 (1) 保安林予定森林の所在場所

東田川郡櫛引町大字黒川字天狗森（国有林。次の図に示すとおり。）

(2) 保安林指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

大字黒川字天狗森（次の図に示す部分に限る。）

(ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字黒川字天狗森（次の図に示す部分に限る。）

(ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ニ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

八 植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び櫛引町役場に備え置いて縦覧に供する。）

6 (1) 保安林予定森林の所在場所

東田川郡朝日村大字大網字矢筆・字鶴の里・大字田麦俣字六十里山（以上3字国有林。次の図に示すとおり。）

(2) 保安林指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

- (イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
大字田麦俣字六十里山(次の図に示す部分に限る。)
- (ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
大字大網字矢筆・字鶴の里・大字田麦俣字六十里山(次の図に示す部分に限る。)
- (ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ニ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

ハ 植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び朝日村役場に備え置いて縦覧に供する。)

7 (1) 保安林予定森林の所在場所

東田川郡朝日村大字上名川字早田川(国有林。次の図に示すとおり。)

(2) 保安林指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

- (イ) 次の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
大字上名川字早田川(次の図に示す部分に限る。)
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

ハ 植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び朝日村町役場に備え置いて縦覧に供する。)

8 (1) 保安林予定森林の所在場所

東田川郡朝日村大字上田沢字八久和・大字荒沢字池の平・字荒沢・字西山・字鬢中木・大字大鳥字繁岡・字富岡・字深谷現・大字倉沢字柳平・字猿倉・字摩耶山・字成就平・字大平・字小俣・大字摩耶山字摩耶山・大字松沢字大平(以上16字国有林。次の図に示すとおり。)

(2) 保安林指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

- (イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
大字荒沢字荒沢・大字大鳥字繁岡・大字倉沢字猿倉・字小俣・大字摩耶山字摩耶山・大字松沢字大平(次の図に示す部分に限る。)
- (ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
大字荒沢字池の平・字荒沢・大字大鳥字繁岡・字富岡・字深谷現・大字倉沢字柳平・字猿倉・字成就平・字小俣・大字摩耶山字摩耶山・大字松沢字大平(次の図に示す部分に限る。)
- (ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ニ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

□ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

八 植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び朝日村役場に備え置いて縦覧に供する。)

9 (1) 保安林予定森林の所在場所

西田川郡温海町大字温海川字北俣・字中の俣・字中小屋・字南俣・字越沢・字下向・字萩ノ平・大字一霞字松本（以上8字国有林。次の図に示すとおり。)

(2) 保安林指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

大字温海川字北俣・字中の俣・字中小屋・字南俣・字下向・大字一霞字松本（次の図に示す部分に限る。)

(ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字温海川字北俣・字中の俣・字中小屋・字南俣・字下向・字萩ノ平・大字一霞字松本（次の図に示す部分に限る。)

(ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ニ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

□ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

八 植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び温海町役場に備え置いて縦覧に供する。)

10 (1) 保安林予定森林の所在場所

西田川郡温海町大字木野俣字向田・字木野俣・大字越沢字郷清水・字槇ノ台・大字小国字川前・字清水田・字広谷・字沢田・字誕生・字田尻・字髪の沢（以上11字国有林。次の図に示すとおり。)

(2) 保安林指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

大字木野俣字向田・字木野俣・大字越沢字郷清水・字槇ノ台・大字小国字川前・字清水田・字広谷・字田尻（次の図に示す部分に限る。)

(ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字木野俣字向田・字木野俣・大字越沢字郷清水・字槇ノ台・大字小国字川前・字清水田・字広谷・字田尻・字髪の沢（次の図に示す部分に限る。)

(ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ニ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

□ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

八 植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び温海町役場に備え置いて縦覧に供する。）

11 (1) 保安林予定森林の所在場所

西田川郡温海町大字関川字入山・大字小名部字幾重谷・字角間台・大字鼠ヶ関字鍋倉・字橋掛・大字早田字大倉・字中山（以上7字国有林。次の図に示すとおり。）

(2) 保安林指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

大字関川字入山・大字小名部字幾重谷・大字早田字大倉・字中山（次の図に示す部分に限る。）

(ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字関川字入山・大字小名部字幾重谷・字角間台・大字鼠ヶ関字鍋倉・字橋掛・大字早田字大倉・字中山（次の図に示す部分に限る。）

(ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ニ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

ハ 植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び温海町役場に備え置いて縦覧に供する。）

12 (1) 保安林予定森林の所在場所

鶴岡市大字下川字関根・大字馬町字池ノ下・字宮ノ腰（以上3字国有林。次の図に示すとおり。）

(2) 保安林指定の目的

干害の防備

(3) 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字下川字関根・大字馬町字池ノ下・字宮ノ腰（次の図に示す部分に限る。）

(ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

ハ 植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第955号

次の開発行為は、完了した。

平成16年10月1日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 許可番号

平成16年4月30日 指令村総建第5002号

- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
村山市楯岡新高田1-1、1-4、7-1、7-2
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称
村山市楯岡新町一丁目2番3号
三創建設株式会社

山形県告示第956号

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

平成16年10月1日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 処分をした年月日
平成16年9月29日
- 2 処分を受けた者
 - (1) 商号 株式会社ヒラタ住工設備
 - (2) 主たる営業所の所在地 新庄市千門町5番1号
 - (3) 代表者の氏名 長沼 敏
 - (4) 許可番号 山形県知事許可(般・特-11)第400392号
- 3 処分の内容
建設業の営業のうち、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)若しくは建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は建設費について国若しくは地方公共団体の補助金等の交付を受けている建設工事(下請契約によるものを含む。)について、平成16年10月8日から同月29日までの22日間の営業の停止
- 4 処分の原因となった事実
株式会社ヒラタ住工設備が、建設工事共同企業体の構成員として請け負った真室川町発注の町立真室川病院移転新築工事(機械設備工事)において、元請負人として荘和設備工業株式会社との間で実体のない下請契約を締結したこと及び元請負人であるにもかかわらず、建設工事共同企業体の代表者との間で下請契約を締結し、当該請負金額を完成工事高として計上して平成15年6月末決算に係る変更届出書及び経営事項審査申請書を提出した上、この申請により得られた経営事項審査結果通知書をもって6の公共工事の発注機関に対し入札参加資格の申請を行ったことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

山形県告示第957号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成16年10月1日から同年10月14日まで縦覧に供する。

平成16年10月1日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路線名 米沢浅川高畠線
- 2 供用開始の区間 東置賜郡高畠町大字入生田字川南29番2から
同 字川北804番13まで
- 3 供用開始の期日 平成16年10月1日

山形県告示第958号

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

平成16年10月1日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 (1) 処分をした年月日
平成16年9月29日
- (2) 処分を受けた者
 - イ 商号 青山工管株式会社
 - ロ 主たる営業所の所在地 鶴岡市西新斎町9番2号

八 代表者の氏名 青山 伸一

二 許可番号 山形県知事許可（般・特 - 13）第700273号

(3) 処分の内容

建設業の営業のうち、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は建設費について国若しくは地方公共団体の補助金等の交付を受けている建設工事（下請契約によるものを含む。）について、平成16年10月8日から同年11月5日までの29日間の営業の停止

(4) 処分の原因となった事実

青山工管株式会社と、鶴岡市発注の鶴岡市立荘内病院移転新築（衛生設備）工事において、荘和設備工業株式会社との間で実体のない請負契約を締結し、荘和設備工業株式会社の経営事項審査に係る虚偽申請に加担したこと及び元請負人として共同企業体への出資比率相当額を完成工事高に計上したほかに、一次下請の東北量水器株式会社との下請契約に係る契約金額を工事経歴書に記載して経営事項審査に係る申請を行うことにより得られた経営事項審査結果通知書を入札参加資格審査に使用したこと並びに東北公益文科大学設立準備委員会発注の平成11年度先端環境科学研究センター本体・厚生棟新築（衛生設備）工事において、加藤建設管工株式会社との間で一部実体のない契約を含む下請契約を締結するとともに、当該契約の請負金額を工事経歴書に記載して経営事項審査に係る申請を行うことにより得られた経営事項審査結果通知書を入札参加資格審査に使用したことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

2 (1) 処分をした年月日

平成16年9月29日

(2) 処分を受けた者

イ 商号 荘和設備工業株式会社

ロ 主たる営業所の所在地 鶴岡市大字伊勢横内字畑福16番地

八 代表者の氏名 佐藤 元伸

二 許可番号 山形県知事許可（般・特 - 14）第700290号

(3) 処分の内容

建設業の営業のうち、国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は建設費について国若しくは地方公共団体の補助金等の交付を受けている建設工事（下請契約によるものを含む。）について、平成16年10月8日から同月29日までの22日間の営業の停止

(4) 処分の原因となった事実

荘和設備工業株式会社が、鶴岡市発注の鶴岡市立荘内病院移転新築（衛生設備）工事において、青山工管株式会社との間で実体のない請負契約を締結し、当該契約について工事経歴書に記載の上行った経営事項審査に係る申請により得られた経営事項審査結果通知書を入札参加資格審査に使用したこと及び真室川町発注の町立真室川病院移転新築工事において、元請負人である株式会社ヒラタ住工設備との間で実体のない下請契約を締結し、当該契約について工事経歴書に記載の上行った経営事項審査に係る申請により得られた経営事項審査結果通知書を入札参加資格審査に使用したことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

3 (1) 処分をした年月日

平成16年9月29日

(2) 処分を受けた者

イ 商号 東北量水器株式会社

ロ 主たる営業所の所在地 酒田市東両羽町3番地の11

八 代表者の氏名 村田 勝利

二 許可番号 山形県知事許可（般・特 - 14）第700360号

(3) 処分の内容

建設業の営業のうち、国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は建設費について国若しくは地方公共団体の補助金等の交付を受けている建設工事（下請契約によるものを含む。）について、平成16年10月8日から同月22日までの15日間の営業の停止

(4) 処分の原因となった事実

東北量水器株式会社が、鶴岡市発注の鶴岡市立荘内病院移転新築（衛生設備）工事において、4社による

分担施工であったにもかかわらず、元請負人からの請負金額全額を工事経歴書に記載して経営事項審査に係る申請を行ったことにより得られた経営事項審査結果通知書を入札参加資格審査に使用したことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

4 (1) 処分をした年月日

平成16年9月29日

(2) 処分を受けた者

- イ 商号 加藤建設管工株式会社
- ロ 主たる営業所の所在地 鶴岡市大字伊勢横内伊勢郷79番地の1
- ハ 代表者の氏名 加藤 正美
- ニ 許可番号 山形県知事許可（般・特-12）第700841号

(3) 処分の内容

建設業の営業のうち、国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施工規則第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は建設費について国若しくは地方公共団体の補助金等の公布を受けている建設工事（下請契約によるものを含む。）について、平成16年10月8日から同月22日までの15日間の営業の停止

(4) 処分の原因となった事実

加藤建設管工株式会社が、東北公益文科大学設立準備委員会発注の平成11年度先端環境科学研究センター本体・厚生棟新築（衛生設備）工事において、一次下請の青山工管株式会社との間で実体のない契約を締結し、さらに、同社と下請契約を締結し、それらの契約金額を工事経歴書に記載して経営事項審査にかかる申請を行ったことにより得られた経営事項審査結果通知書を入札参加資格審査に使用したことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

山形県告示第959号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年10月1日から同年10月14日まで縦覧に供する。

平成16年10月1日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 東沼長沼余目線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東田川郡三川町大字善阿弥字宮野腰301番から 同 大字横山字角地田101番まで	旧	20.0メートル と 3.8	1,987 メートル
東田川郡三川町大字東沼字村岸171番から 同 大字横山字角地田101番まで		78.0メートル と 9.0	1,824 メートル
東田川郡三川町大字善阿弥字宮野腰305番から 同 大字横山字角地田101番まで	新	78.0メートル と 9.0	2,246 メートル

山形県告示第960号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年10月1日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程
山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第5中

" 山形 桧町支店	" 桧町四丁目5番7号	" "
" 鈴川支店	" 和合町一丁目1番3号	" "

を

" 山形 桧町支店	" 桧町四丁目5番7号	" "
-----------	-------------	-----

に、

" 漆山支店	" 大字漆山2405番地の3	" "
--------	----------------	-----

" 山形西支店 ヨークベニマル南館出張所	" 南館西2番50号	" "
-------------------------	------------	-----

を

" 漆山支店	" 大字漆山2405番地の3	" "
--------	----------------	-----

に、

" 上山支店	上山市矢来一丁目2番8号	" "
--------	--------------	-----

" 上山南支店	" 南町3番47号	" "
---------	-----------	-----

を

" 上山支店	上山市矢来一丁目2番8号	" "
--------	--------------	-----

に、

" 新庄支店	新庄市本町5番14号	" "
--------	------------	-----

" 新庄南支店	" 若葉町21番18号	" "
---------	-------------	-----

を

" 新庄支店	新庄市本町5番14号	" "
--------	------------	-----

に、

" 遊佐支店	" 遊佐町大字遊佐町字前田35番地	" "
--------	-------------------	-----

" 吹浦支店	" " 大字吹浦中川原5番	" "
--------	---------------	-----

を

" 遊佐支店	" 遊佐町大字遊佐町字前田35番地	" "
--------	-------------------	-----

に、

株式会社殖産銀行 鶴岡支店鶴岡西出張所	鶴岡市青柳町42番14号	" 県庁支店
------------------------	--------------	--------

を

株式会社殖産銀行 北営業部 鈴川出張所	山形市和合町一丁目1番3号	" 県庁支店
---------------------------	---------------	--------

「	上山支店 " 上山南出張所	上山市南町3番47号	" "	に、
	鶴岡支店 " 鶴岡西出張所	鶴岡市青柳町42番14号	" "	
「	米沢支店 " 米沢西出張所	米沢市西大通一丁目4番17号	" "	を
「	米沢支店 " 米沢西出張所	米沢市西大通一丁目4番17号	" "	に改める。
	株式会社山形しあわせ銀行 新庄支店 新庄南出張所	新庄市若葉町21番18号	" "	
	" 遊佐支店 吹浦出張所	飽海郡遊佐町大字吹浦字中川原5番地	" "	

附 則

この規程は、平成16年10月4日から施行する。ただし、別表第5の改正規定中株式会社殖産銀行鈴川支店、上山南支店、北営業部鈴川出張所及び上山支店上山南出張所に係る部分は、同月18日から施行する。

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第151号

昭和53年12月選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成16年10月1日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 安 部 敏

2 老人ホームの項の表中

ケアハウスふるさと	" 豊原字大坪37	を
-----------	-----------	---

ケアハウスふるさと	" 豊原字大坪37	に改める。
さくらホーム広野	" 大字広野字末広102番地の1	

- (1) 期間 平成16年12月8日(水)から同月10日(金)まで
- (2) 場所 新庄市大字鳥越字一本松1076番地
山形県農業研究研修センター畜産研究部
- 2 受験手続
受験願書を平成16年11月26日(金)までに山形市松波二丁目8番1号農林水産部生産流通課に提出すること。
- 3 その他
詳細については、農林水産部生産流通課畜産室(電話023(630)2470)に問い合わせること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、道路凍結抑制剤(塩化ナトリウム粒状)の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成16年10月1日

山形県村山総合支庁長 野村 一 芳

- 1 入札の場所及び日時
 - (1) 場所 寒河江市大字西根字石川西355 山形県村山総合支庁西庁舎入札室(5階)
 - (2) 日時 平成16年10月19日(火)午前10時
- 2 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品の名称 道路凍結抑制剤(塩化ナトリウム粒状)
 - (2) 調達予定数量 620トン
 - (3) 調達する物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (4) 納入期間 契約締結の翌日から平成17年3月31日まで
 - (5) 納入方法及び納入場所 入札説明書及び仕様書による。
 - (6) 入札方法 1キログラム当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
なお、入札書に記載する見積もり金額は、小数点以下2桁までとする。
- 3 入札参加者の資格
次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないものであること。
 - (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいる者その他これに準ずるもの。
 - (3) 当該調達物品に関し、迅速かつ確実に納入できる体制であることを証明できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等
寒河江市大字西根字石川西355 山形県村山総合支庁建設部西村山総務建築課経理係 電話番号0237(86)8111
- 5 入札参加資格の確認等
この公告による入札に参加を希望するものは、競争入札参加資格確認申請書と3の(2)及び(3)に係る証明書を次に掲げる日時及び場所に持参するものとする。
 - (1) 受付期間 平成16年10月1日(金)から同月6日(水)まで(山形県の休日を定める条例(平成元年3月県条例第10号)に規定する県の休日を除く。)
 - (2) 受付時間 午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
 - (3) 受付場所 村山総合支庁建設部西村山総務建築課経理係
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 免除する。
 - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 7 入札の無効
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。
- 8 その他
 - (1) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

- (2) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (3) 詳細については入札説明書による。